

総務委員会 議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 6 日

件 名	頁
1 第 1 0 号議案 足立区組織条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第 1 1 号議案 足立区職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	8
3 第 1 4 号議案 足立区基本計画審議会条例を廃止する条例・・・・・・・・・・	1 1

(政策経営部)

第 10 号 議 案 説 明 資 料

令和 7 年 2 月 26 日

件 名	足立区組織条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 政策経営課
内 容	組織改正に伴い、部の分掌事務等を改める必要が生じたため、条例改正を行う。 1 改正内容 (1) 第 1 条（部の設置）を次のとおり改正する。 表中「危機管理部」の次に「資産活用部」を加える（部の新設）。 【新設理由】 人口減少・少子超高齢社会の到来を見据え、今後、人口構造の変化により公共施設等の利用需要が変わっていくことを踏まえて、将来に亘り「安全・安心」の公共施設と行政サービスを提供し続けていくため、資産の「維持」「管理」「活用」を組織横断で一体的に推進する体制の強化を図る。 ア 公共施設、区有地にかかる情報の一元化による公共施設マネジメントへの活用及び庁内外への情報発信 イ 複数の施設機能を集約する「複合化」の推進や「仮設建物を作らない工事の仕組み」の検討など、施設保有面積の抑制や維持更新コストの削減・平準化に関する取り組みの実施 ウ 既存施設、施設の複合化により創出された土地及び低・未利用地の活用の推進 (2) 第 2 条（分掌事務）を次のとおり改正する。 ア 政策経営部 (ア) 7 の項を「情報システムの管理及び運用並びに I C T 戦略の推進に関すること。」に改める。 (イ) 7 の項の次に「シティプロモーションの推進に関すること。」を加え、それ以下の 8 ～ 9 の項を、9 ～ 10 の項に繰り下げる。 (ウ) 9 の項を「S D G s、協働及び協創の推進並びに N P O 等公益活動団体の支援に関すること。」に改める。 イ 総務部 (ア) 8 ～ 9 の項を資産活用部への移管のため削除し、10 の項を繰り上げて 8 の項とする。 ウ 資産活用部 (ア) 部の新設に伴い、新たに 1 ～ 3 の項のとおり分掌事務を定める。

	エ 区民部 (ア) 7の項の次に「所得税及び住民税の定額減税に係る給付金に関すること。」を加える。 オ 都市建設部 (ア) 2の項を「道路、公園、河川、公共溝渠その他土木に関すること。」に改める。 (イ) 3の項を「交通政策及び交通安全に関すること。」に改める。 (ウ) 4の項「鉄道立体化の推進に関すること。」を削除し、それ以下の5～8の項を、4～7の項に繰り上げる。 (エ) 5の項を「区施行の土地区画整理に関すること。」に改める。 2 施行年月日 令和7年4月1日 3 新旧対照表（別紙1・2のとおり） 別紙1 参考：令和7年度 足立区組織機構図（抜粋） 別紙2 新旧対照表 4 今後の方針 行政が担うべき役割を見極め、適正かつ効果的・効率的な業務執行体制の構築を図っていく。
--	--

参考：令和7年度 足立区組織機構図(部・室・課の新設・変更があった所属の抜粋)

区 長

副区長(2)

- 政策経営部
 - エリアデザイン推進室(エリアデザイン推進室長)
 - あだち未来創造室(あだち未来創造室長)** 名称変更
 - SDGs・協創推進課** 新設
 - 子どもの貧困対策・若年者支援課

総 務 部

- ガバナンス担当部長

危機管理部

- 危機管理課
- 犯罪抑止担当課長
- 災害対策課
- 災害対応力強化担当課長** 名称変更
- 防災戦略課** 新設

資産活用部

- 資産管理課
- 資産活用担当課長
- 公共施設マネジメント推進課** 新設

施設営繕部

区 民 部

地域のちから推進部

- 生涯学習支援室(生涯学習支援室長)
- 絆づくり担当部長

産業経済部

福 祉 部

- 高齢者施策推進室(高齢者施策推進室長)
- 足立福祉事務所

衛 生 部

- 足立保健所

環 境 部

都市建設部

- 交通対策担当部長
- 道路公園整備室(道路公園整備室長)
 - 道路管理課** 名称変更
 - 道路維持課** 新設
 - 道路整備課
 - パークイノベーション推進課
 - 公園維持課** 新設
 - 安全設備課
- 建築室(建築室長)

会計管理室(会計管理者)

- 次長

教育委員会

教育委員会事務局

教育長

教育指導部

- 教育政策課
- 学校ICT推進課
- 学力定着推進課
- 教育指導課
- 不登校施策推進担当課長** 新設
- こども支援センターげんき

学校運営部

- 学校支援課
- 学校施設管理課
- 学校適正配置担当課長** 新設
- 学務課
- おいしい給食担当課長
- 青少年課

子ども家庭部

- 子ども政策課
- 子ども施設指導・支援課
- 保育・入園課
- 鹿浜こども園** 新設
- 私立保育園課
- 幼稚園・地域保育課
- 学童保育課
- こども家庭相談室(こども家庭相談室長)

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会事務局
 - 次長

監査委員

- 監査事務局
 - 次長

農業委員会

- 事務長

区議会

- 区議会事務局
 - 次長

足立区組織条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区組織条例 昭和52年 3 月31日 条例第 5 号 (部の設置) 第 1 条 (省略) 政策経営部 総務部 <u>危機管理部</u> <u>(新設)</u> 施設営繕部 (省略) (分掌事務) 第 2 条 (省略) 政策経営部 1 ～ 6 (省略) 7 <u>I C T 戦略の推進に関する</u> こと。 <u>(新設)</u> 8 <u>協働及び協創の推進</u>並びに N P O 等公益活動団体の支 援に関すること。 9 <u>子どもの貧困対策施策の調整に関する</u>こと。 総務部 1 ～ 7 (省略) 8 <u>公有財産の取得、管理及び処分に関する</u>こと。 9 <u>公有財産の有効活用に関する</u>こと。 10 <u>その他の部の主管に属しない</u>こと。 危機管理部	○足立区組織条例 昭和52年 3 月31日 条例第 5 号 (部の設置) 第 1 条 (現行のとおり) 政策経営部 総務部 <u>危機管理部</u> <u>資産活用部</u> 施設営繕部 (現行のとおり) (分掌事務) 第 2 条 (現行のとおり) 政策経営部 1 ～ 6 (現行のとおり) 7 <u>情報システムの管理及び運用並びに I C T 戦略の推進に関する</u> こと。 8 <u>シティプロモーションの推進に関する</u>こと。 9 <u>S D G s、協働及び協創の推進</u>並びに N P O 等公益活動団体の支 援に関すること。 10 <u>子どもの貧困対策施策の調整に関する</u>こと。 総務部 1 ～ 7 (現行のとおり) <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> 8 <u>その他の部の主管に属しない</u>こと。 危機管理部

改正前	改正後
1 (省略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 施設営繕部 1～2 (省略) 区民部 1～7 (省略) <u>(新設)</u> 地域のちから推進部 1～8 (省略) 産業経済部 1～7 (省略) 福祉部 1～6 (省略) 衛生部 1～2 (省略) 環境部 1～3 (省略) 都市建設部 1 (省略) 2 道路、公園、河川及び公共溝渠その他土木に関する事。 3 <u>交通安全に関する事。</u> 4 <u>鉄道立体化の推進に関する事。</u> 5 <u>まちづくりの推進に関する事。</u> 6 <u>区施行及び組合施行の土地区画整理に関する事。</u> 7 <u>建築指導に関する事。</u>	1 (現行のとおり) <u>資産活用部</u> <u>1 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。</u> <u>2 公有財産の有効活用に関する事。</u> <u>3 公共施設マネジメントの推進に関する事。</u> 施設営繕部 1～2 (現行のとおり) 区民部 1～7 (現行のとおり) <u>8 所得税及び住民税の定額減税に係る給付金に関する事。</u> 地域のちから推進部 1～8 (現行のとおり) 産業経済部 1～7 (現行のとおり) 福祉部 1～6 (現行のとおり) 衛生部 1～2 (現行のとおり) 環境部 1～3 (現行のとおり) 都市建設部 1 (現行のとおり) 2 道路、公園、河川、<u>公共溝渠</u>その他土木に関する事。 3 <u>交通政策及び交通安全に関する事。</u> <u>(削る)</u> 4 <u>まちづくりの推進に関する事。</u> 5 区施行<u> </u>の土地区画整理に関する事。 6 建築指導に関する事。

改正前	改正後
<u>8</u> 建築物の耐震化促進に関すること。	<u>7</u> 建築物の耐震化促進に関すること。 付 則（令和7年 月 日条例第 号） <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

第 11 号 議 案 説 明 資 料

令和 7 年 2 月 26 日

件 名	足立区職員定数条例の一部を改正する条例																																
所管部課名	政策経営部 政策経営課																																
内 容	職員定数の変更に伴い、以下のとおり足立区職員定数条例を改正する。																																
	1 改正内容																																
	第2条（職員の定数）を次のとおり改正する。																																
	<table><tr><td></td><td>旧</td><td>新</td><td>増減</td></tr><tr><td>(1) 区長の事務部局の職員</td><td>2,515 人</td><td>2,547 人 ※1</td><td>+32</td></tr><tr><td>(2) 議会の事務部局の職員</td><td>16 人</td><td>16 人</td><td></td></tr><tr><td>(3) 教育委員会の事務部局の職員</td><td>843 人</td><td>869 人 ※2</td><td>+26</td></tr><tr><td>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td><td>12 人</td><td>13 人</td><td>+1</td></tr><tr><td>(5) 監査委員の事務部局の職員</td><td>8 人</td><td>8 人</td><td></td></tr><tr><td>(6) 農業委員会の事務部局の職員</td><td>2 人</td><td>2 人</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>3,396 人</td><td>3,455 人</td><td>+59</td></tr></table>		旧	新	増減	(1) 区長の事務部局の職員	2,515 人	2,547 人 ※1	+32	(2) 議会の事務部局の職員	16 人	16 人		(3) 教育委員会の事務部局の職員	843 人	869 人 ※2	+26	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12 人	13 人	+1	(5) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人		(6) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人		合 計	3,396 人	3,455 人	+59
		旧	新	増減																													
	(1) 区長の事務部局の職員	2,515 人	2,547 人 ※1	+32																													
	(2) 議会の事務部局の職員	16 人	16 人																														
	(3) 教育委員会の事務部局の職員	843 人	869 人 ※2	+26																													
	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12 人	13 人	+1																													
	(5) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人																														
(6) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人																															
合 計	3,396 人	3,455 人	+59																														
※1 保留定数（事務）10名を含む（新規）																																	
※2 保留定数（保育士）50名を含む（変更なし）																																	
《参考》																																	
<table><tr><td></td><td>旧</td><td>新</td><td>増減</td></tr><tr><td>公社等派遣定数</td><td>36人</td><td>40人</td><td>+4</td></tr><tr><td>足立区総定数</td><td>3,432人</td><td>3,495人</td><td>+63</td></tr></table>		旧	新	増減	公社等派遣定数	36人	40人	+4	足立区総定数	3,432人	3,495人	+63																					
	旧	新	増減																														
公社等派遣定数	36人	40人	+4																														
足立区総定数	3,432人	3,495人	+63																														
2 保留定数について																																	
(1) 保留定数とは																																	
長期休職などによる欠員や、当初想定されなかった行政需要、加えて保育園では特別な支援を要する児童の保育、延長保育等の特殊事情へ対応するための職員の補填・配置制度。																																	
(2) 保留定数の事務職への拡大について																																	
次のような状況下に、引き続き行政サービス水準を維持していくとともに、実態に即した働きやすい職場環境の実現に向けて、これまでの保育士に加え、事務職にも保留定数の活用を拡大する。																																	
ア 多様な働き方の選択が進む中で、男性の育児休業取得者の増加や、育児休業期間の長期化が進む一方で、十分な欠員補填ができていない。																																	
イ 新型コロナ対応や、国の臨時給付金事業など当初想定されなかった行政需要に対して、緊急の増員対応はできないことから内部捻出により人員配置せざるを得ない事態が生じている。																																	

(3) 配置の考え方

次のとおり長期の欠員状態が継続すると見込まれる所属のうち、常勤職員※による補填を必要とするものに配置していく。

※ 育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員の活用可否を優先的に検討する。

ア 保育園における職員配置基準など法令上、常勤職員の配置を必要とする職に欠員が生じた場合

イ 国の臨時給付金事業など新たな行政需要が発生した場合

ウ 育児休業や病気休職など長期欠員が発生している場合

(4) 令和7年度の事務職保留定数の配置予定

保留定数として、新たに事務10名を定数化するが、育児休業等で年間を通して欠員状態が生じる所属への年度当初の配置で、すべての保留定数を使い切ってしまう状況にある。

3 施行年月日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 今後の方針

(1) 引き続き、区が直面する行政課題や、変化する社会経済情勢を的確に捉えた行政サービスを提供していくため、適正な職員定数管理を行っていく。

(2) 保留定数については、特別区職員採用試験受験者減少の深刻な状況及び、人材育成の観点から、まず令和7年度は事務職10名確保の計画とした。引き続き、男性育児休業の増加など長期欠員の動向と、配置効果を分析しつつ、複数年かけて保留定数の必要数を慎重に見極めていく。

足立区職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号 （定義） 第1条 （省略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 区長の事務部局の職員 <u>2,515人</u> （2） 議会の事務部局の職員 16人 （3） 教育委員会の事務部局の職員 <u>843人</u> （4） 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>12人</u> （5） 監査委員の事務部局の職員 8人 （6） 農業委員会の事務部局の職員 2人 <u>合計 3,396人</u> 2 （省略） 3 （省略） （職員の定数管理） 第3条 前条第1項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、<u>同条同項各号に掲げる</u>定数の範囲内において、それぞれ区長、議長、教育長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員又は農業委員会会長がこれを定める。	○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号 （定義） 第1条 （現行のとおり） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 区長の事務部局の職員 <u>2,547人</u> （2） 議会の事務部局の職員 16人 （3） 教育委員会の事務部局の職員 <u>869人</u> （4） 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>13人</u> （5） 監査委員の事務部局の職員 8人 （6） 農業委員会の事務部局の職員 2人 <u>合計 3,455人</u> 2 （現行のとおり） 3 （現行のとおり） （職員の定数管理） 第3条 前条第1項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、<u>同項各号に規定する</u>定数の範囲内において、それぞれ区長、議長、教育長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員又は農業委員会会長がこれを定める。 <u>付 則（令和7年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

第 14 号 議 案 説 明 資 料

令和 7 年 2 月 26 日

件 名	足立区基本計画審議会条例を廃止する条例
所管部課名	政策経営部 基本計画担当課
内 容	1 廃止理由 新たな基本計画を策定するため、令和 5 年 8 月 31 日に足立区長から足立区基本計画審議会へ諮問を行い、令和 6 年 9 月 4 日に答申書が提出された。足立区基本計画審議会条例第 1 条に規定する審議会の設置目的が達成されたため、同条例を廃止する。 2 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 3 今後の方針 足立区基本計画審議会条例を廃止することに伴い、令和 7 年 4 月 1 日付で足立区基本計画審議会条例施行規則を廃止する。

足立区基本計画審議会条例を廃止する条例（案）

足立区基本計画審議会条例（令和 5 年足立区条例第 1 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
別表区長の部足立区基本計画審議会の項を削る。

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（附則第2項による改正）新旧対照表（案）

改正前			改正後		
○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号			○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号		
			<u>付 則</u> (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。		
別表			別表		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬	附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬
区長	(略)	(略)	区長	(略)	(略)
	足立区基本計画審議会	日額 7,000円		(削る)	(削る)
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考			備考		
1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。			1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。		
2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。			2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。		